

申告書確認表【留意事項】

平成30年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項目	確認内容	留意事項
受取配当等の益金不算入別表八(一)	(受取配当等の額)	
41	31欄、34欄、37欄及び43欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。 (例) 公社債の利子の額、MMF(追加型公社債投資信託)等の公社債投資信託の収益の分配の額、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額(外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託(ETF)の収益の分配の額を除きます。)、不動産投資信託の収益の分配の額、オープン投資信託の特別分配金の額、外国法人・特定目的会社・投資法人から受ける配当等の額、匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額	上記の(例)以外に、生命保険の契約者配当金、協同組合等の事業分量配当金等についても益金不算入の対象となりません。
42	31欄の金額に、完全子法人株式等(その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等)に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	完全子法人株式等に係る配当等の額の計算期間が最長で1年であるのに対し、関連法人株式等に係る配当等の額の計算期間は最長で6月となります。
43	32欄の金額に、関連法人株式等(その保有割合が3分の1超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等)に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	
44	35欄の金額に、その他株式等(完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等)に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	平成27年度税制改正により、株式等の区分及び益金不算入割合が次のとおりとされています。 ① 完全子法人株式等(株式等保有割合100%)…益金不算入割合100/100 ② 関連法人株式等(株式等保有割合1/3超)…益金不算入割合100/100 ③ その他株式等(株式等保有割合5%超1/3以下)…益金不算入割合50/100 ④ 非支配目的株式等(株式等保有割合5%以下)…益金不算入割合20/100 (保険業を行う法人(青色申告書を提出するもの)に限ります。)については、④の益金不算入割合が40/100となります。 なお、②の関連法人株式等については、その配当等の額から当該株式等に係る負債利子等の額を控除した金額が益金不算入となります。
45	41欄の金額に、非支配目的株式等(その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等)に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。 なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託(ETF)の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。	
	(負債利子等の額)	
46	3欄又は16欄の金額は、損益計算書の支払利息(社債利息及び手形の割引料等を含みます。)の額の合計額(別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額)と一致していますか。	社債利息及び手形の割引料以外に、従業員預り金、営業保証金、敷金その他これらに準ずる預り金の利子等についても支払利息に含まれます。
47	27欄及び29欄の金額は、貸借対照表の金額に法令第22条及び法基通3-2-5~3-2-7の調整をした後の金額となっていますか。	貸借対照表の純資産の部の控除項目として表示されている自己株式については、総資産の帳簿価額に加算する必要はありません。
48	30欄の金額は、別表五(一)に記載された評価損益を調整した後の期末関連法人株式等(他の内国法人の発行済株式等の3分の1を超える数等を当期又は前期の期末日以前6月の期間を通じて有している場合における当該他の内国法人等の株式等をいいます。)の税務上の帳簿価額となっていますか。	評価損益以外に、別表五(一)に記載された株式の取得価額に算入すべきデューデリジェンス費用等の金額についても調整を行う必要があります。
49	基準年度実績により負債利子等の額を計算している場合、20欄及び21欄の金額に適格合併に係る被合併法人分も含めていますか(その場合、適格合併に係る全ての法人が平成27年4月1日に存在していますか。)	平成27年度税制改正により、簡便法の基準年度が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度とされています。